

埼玉県化学物質対策専門委員会設置要領

(目的)

第1 化学物質の使用等による環境への影響及びその対応策について調査検討を行うため、埼玉県化学物質対策専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2 専門委員会は次の各号に掲げる事項を検討し、助言する。

- (1) 化学物質に係る情報の収集・整備に関すること
- (2) 化学物質による環境汚染の未然防止対策に関すること
- (3) 化学物質による環境汚染事故発生時の対策に関すること
- (4) その他化学物質に関すること

(組織)

第3 専門委員会は、学識経験者をもって組織する。

(部会)

第4 専門委員会には、特定の事項を協議させるため特別に部会を設置することができる。

- 2 部会の運営については別に定める。

(委員長)

第5 専門委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選による。
- 3 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第6 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第7 会議は必要に応じ、環境部長が招集する。

- 2 委員長は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8 専門委員会の庶務は、環境部大気環境課において行う。

附 則

この要領は、平成元年6月1日から施行する。
この要領は、平成3年6月1日から施行する。
この要領は、平成5年6月1日から施行する。
この要領は、平成7年6月1日から施行する。
この要領は、平成9年6月1日から施行する。
この要領は、平成10年4月1日から施行する。
この要領は、平成10年7月1日から施行する。
この要領は、平成11年6月1日から施行する。
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
この要領は、平成12年10月1日から施行する。
この要領は、平成13年4月1日から施行する。
この要領は、平成13年6月1日から施行する。
この要領は、平成15年8月1日から施行する。
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
この要領は、平成21年10月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成23年10月1日から施行する。